

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

1 (6) 生活困窮者支援の充実・強化について

生活困窮者対策について、平成 24 年度で終了した各市のパーソナル・サポートモデル事業を十分検証し、新たに平成 25 年度中に検討される、中間的就労にむけた国の「生活困窮者自立促進支援モデル事業」に対応するよう、市町村を支援すること。

（回答）

府域では、平成 23・24 年度に国のパーソナル・サポートモデル事業を活用し基礎的自治体（箕面市、豊中市、吹田市、八尾市、柏原市）と広域自治体（府）とが役割分担のもと連携し、基礎自治体を核にした就職困難者に対するきめ細かな取組みを実施してきました。

国においては、全国 27 地域でのこうした取組み等を踏まえ、平成 27 年度の「生活困窮者自立支援法」の施行に向け、「生活困窮者自立支援モデル事業」（以下「モデル事業」という）により「自立相談支援事業」、「就労準備支援事業」など、自立に向けた新たな枠組みづくりが進められています。

府域においても、制度の円滑な施行に向けて平成 25 年度は 6 つの自治体（府、大阪市、豊中市、箕面市、柏原市、藤井寺市）でモデル事業を実施し、府、大阪市、豊中市及び箕面市が「就労訓練事業」（中間的就労）の推進に取り組んでいます。

このうち府においては、政令市及び中核市を除く府域で、社会福祉法人や N P O 法人等を対象に意向調査や説明会を行い、中間的就労に対する理解の促進と協力への働きかけに努めています。

また、各自治体において自立相談支援事業から就労訓練事業までの一連の支援が円滑に行われるよう、自治体向けの説明会等で生活困窮者モデル事業の全国での実施状況や取組事例などについて、情報提供等を行っているところです。

平成 26 年度は、府のほか 14 自治体がモデル事業の実施について検討中です。

生活困窮者は複合的な課題を抱えているケースが多く、教育・福祉・就労など各分野が制度横断的に支援することがきわめて重要です。

市内だけでなく、住民に身近な基礎自治体の関係部局とも連携し、生活困窮者への就業支援が促進されるように取り組んでいきます。

14 自治体（大阪市、堺市、豊中市、貝塚市、茨木市、八尾市、河内長野市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、藤井寺市、交野市、大阪狭山市）

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課
 商工労働部 雇用推進室 就業促進課